

答 申 第 74 号

平成14年11月29日

神戸市長

矢田立郎様

神戸市情報公開審査会

会長 真砂泰輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成12年6月1日付行行庶第94号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

支出命令書についての非公開決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

相手方当事者の個人名及び口座情報を非公開とした決定は妥当であるが、弁護士の氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号、弁護士に対して支払った報酬の額、相手方当事者の法人の名称及び報酬の名目、年度、予算区分、会計科目、支出担当課、決裁欄等の会計上の情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、改正前の神戸市公文書公開条例(以下「改正前条例」という。)に基づいて、「神戸市が訴訟ないしは公害調停で市側弁護士に支払った報酬の項目と金額がわかる文書(平成10年度分及び平成11年度分)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、「支出命令書」(以下「本件公文書」という。)を特定し、非公開とする決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、非公開とされた情報の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

(1) 異議申立書における主張

ア 公開することができない理由に「当該公文書には、報酬額、弁護士の氏名、争訟事件を特定するための個人の氏名等が記録されており」とあるが、神戸市の依頼を受けたいわゆる顧問弁護士、及び争訟事件の当事者個人は、当該の文書によらず特定可能であり、初めて識別されうる情報ではない。

従って第7条第1号及び2号には該当しない。

イ 弁護士に対する報酬額は「弁護士報酬等支給の事務処理基準(昭和51年11月26日総務局長決定)」によって決められており、公開により「当該弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害する」とは認められない。主として行政事件の利益は算定不可能であり、利益に基づく報酬額は決められていない。

従って第7条第1号及び2号には該当しない。

ウ 神戸市以外の自治体では、既に弁護士報酬に関する情報の公開が行われており、たとえば東京都の場合完全に公開情報である。

(2) 意見書における主張

ア 改正前条例第7条第1号(プライバシー情報)は、個人が識別される情報の公開を「しないことが正当である」と認められているものに限っている。従って本件公文書請求の場合、「弁護士に支払った報酬の項目と金額がわかる文書」であり、争訟事件の当事者個人は本件公文書に限ら

ず特定可能であり、初めて識別されうる情報ではない。また、個人情報の保護を最大限優先するとしても、事件を特定する個人名のみは伏せてでも公開すべき文書である。

第2回制度審議会の議事録を見ても

現行条例の「公にしないことが正当であると認められるもの」という規定は、一般条項であり、どのような場合がこれに該当するか示されていないので、わかりにくい規定である。逆に言えば裁量の範囲がそれだけ行政機関に与えられる危険性があるので、この点について具体的なケースを考え明確にすべきである。

細かく規定する方がわかりやすいし、市民感覚にも沿うと思う。

保護すべきであると判断したプライバシーを列挙しきれぬか否かが問題である。列挙しきれなければ抽象的な規定にならざるを得ない。現行条例以上に具体的に書けるかどうか疑問である。

保護の対象となる情報の列挙の是非、表現方法については今後、検討していく。

と、この条文についての統一された運用規定が出ていない。従って情報公開法5条の理念に照らし合わせ運用を図るべきである。

イ 7条2号(法人等情報)についても、法人その他の団体に関する情報の保護を規定しているに過ぎない。神戸市が当該事件の弁護士名を公開することによって弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するには当たらない。むしろ神戸市の弁護を行い、神戸市の定めた基準に従って報酬を受け取ることは弁護士活動にとって地位向上、名誉を受けることはあっても不利益になる理由には当たらない。また事件の難易度等に関しても本件公文書から読み取る必要性はいささかもない。本件公文書は弁護士に対する支出命令書であり、事件の難易度云々に関する非公開説明は情報公開法の理念を逸脱したものである。

たとえば神戸市が行う公共工事、宣伝活動、備品購入に至るまでその支出伝票は支払先名を隠さず公開されている。それらは工事の難易度や請負業者の入札有無、印刷品質の優劣に係わらず公開を受けることが出来、そこから工事や印刷の難易度を客観的に推し量ることは出来ないし、その必要もない。工事の難易度等の客観的事情が異なるからと言って、請負業者との信頼関係が損なわれるようなことがあれば工事入札などは出来なくなる。

他の支出伝票はすべて公開するが弁護士報酬だけは公開しないという理由説明がきわめて希薄である。このままだと弁護士報酬に関しては公開すると神戸市、弁護士の双方にとってきわめて不都合な不正があるのではと疑われかねない。かかる疑念を払拭する意味でも堂々と公開すべきである。すでに支出命令書番号を公開し、弁護士報酬規定まで公開していながら本件公文書を公開しないのは不当であり、法の適用の一貫性、平等性に欠けるものである。

ウ 他都市での公開状況を見てもすでに多くの都道府県、政令指定都市で公開されている。たとえば東京都では弁護士報酬はすべて公開され、弁護士活動の指針になっているという。

神戸市は「情報公開暗黒都市」のそしりを受けないよう、情報公開法の拡大解釈、運用を含め積極的に公開すべきである。

4 実施機関の主張

(1) 本件公文書について

本件公文書は、本市の訴訟代理人及び公害紛争処理法（昭和45法律第108号）に基づく兵庫県公害審査会による調停に係る本市の調停代理人である弁護士（以下「本市の弁護士」という。）からの弁護士委託料の請求に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の4の規定により当庁から収入役に対して当該弁護士委託料を支出するよう命令したことを内容とする支出命令書及びこれに添付された請求書であって、そこには本市の弁護士への弁護士委託料の支給額及び本市の弁護士の事務所の住所、氏名、取引銀行名、口座番号、口座名義等に関する情報が記載されているものである。

(2) 改正前条例第7条第2号に該当すると判断した理由

ア 弁護士業は、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条第7項第8号に規定する個人が行う事業であり、また、本件公文書に記録されている情報の内容は、本市の弁護士に委任した争訟事務の処理の対価として、本市が支給した報酬額等に関するものであるから、改正前条例第7条第2号前段に規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当する。

イ 本市は、地方公共団体として公共的な活動を行っており、最小の経費で最大の効果を挙げなければならず（地方自治法第2条第14項）また、予算上の制約もあることから、本市（市長を含む。以下同じ。）の争訟事件の代理人を依頼した弁護士に対する報酬としては、弁護士報酬等支給の事務処理基準（昭和51年11月26日総務局長決定。以下「本市弁護士報酬基準」という。）を定めて一定の基準を設けている。しかし、依頼した争訟事件の重大性、複雑性その他当該争訟事件に関する一切の事情を考慮して、必要と認めるときは、報酬の支給額を増減できることができるとする規定を同時に設けている。

したがって、その基準は一応のものにすぎず、具体的事件に関しての報酬額は、本市の受ける経済的利益の大小、事件の難易、弁護士と本市との親疎の程度等の事情を総合的に考慮して、弁護士と本市との信頼関係に基づく交渉により個々の事件について決定されるものである。

故に、弁護士の報酬額が、依頼者の受ける経済的利益、事件の難易等事件の客観的事情が同種の事案であっても、事件の主観的事情たる弁護士又は依頼者によって異なりうるものであって、その結果、それは、個々の弁護士においてどのような争訟事件をいかなる報酬額で受任するのかという事業活動上の方針を反映するという性格を帯びるものである。

ところで、本件公文書に記録されている情報の内容は、弁護士報酬の額の決定に係るものであるから、本件公文書が公開されると本市の弁護士が、争訟事件を受任するに当たって、争訟事件及び本市に対してどのような評価をなしたのかが第三者に対して明らかにされることとなり、その結果、これを知った他の依頼者が、報酬額が異なることなどを理由に本市の弁護士との信頼関係を損ねるなど、本市の弁護士にとって、その事業活動が害されるおそれがある。

また、弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする（弁護士法（昭和24年法律第205号）第1条第1項）ものであって、その活動は純粋な営業活動と評価しうるものではないけれども、本件公文書に記録されている情報は営業活動上の秘密に関するものに

類する事業活動上の秘密に関するものに当たるものとして、改正前条例第7条第2号後段に規定する「公にすることにより、当該個人の競走上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当する。(京都地裁平7・10・13判決 参照)

ウ よって、本件公文書に記録されている情報は、改正前条例第7条第2号に該当するものである。

(3) 改正前条例第7条第1号に該当すると判断した理由

ア 本件公文書には、争訟事件を特定するための個人の氏名が記録されている。この情報が事件の内容とは無関係に容易に明らかになれば、事件個々の詳しい内容はわからないものであるから、当該個人に対する誤解が生じたり、不正確な社会的評価等が行われるおそれがきわめて高いものと考えられる。

ところで、裁判の一般公開を徹底する趣旨により民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条に規定されている訴訟記録の閲覧制度を利用することによって、事件名、事件番号等により特定すれば、事件個々については、本件情報はだれにでも知りうる情報であると認められる。

しかし、裁判所において、本市に対して訴訟を提起している者若しくは提起していた者又は本市から提起されていた者の氏名をすべて検索することは不可能であることから、これらの訴訟当事者の氏名が公になっているということとはできない。

イ よって、本件公文書に記録されている情報は、改正前条例第7条第1号に該当するものである。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、「神戸市が訴訟ないしは公害調停で、市側弁護士に支払った報酬の項目と金額がわかる文書 平成10年度分、平成11年度分」の公開請求に対して実施機関が特定した文書であり、実施機関は本件公文書を非公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

実施機関が本件決定を行うにあたり非公開とした理由は、改正前条例第7条第1号及び第2号に該当するというものである。

イ 本件公文書は、神戸市が当事者となった争訟事件の処理を弁護士に委任したことに伴い、弁護士に対して着手金、報酬金（訴訟事件が、判決の言渡し、和解等により終了した場合に支払われる報酬金）中間報酬金（訴訟事件が、訴訟提起後1年以上経過した場合に支払われる報酬金。1年未満で終了した事案については支払われない。）を支払った支出命令書である。

ウ 本件決定に対し、異議申立人（以下「申立人」という。）は、改正前条例第7条第1号及び第2号に該当しないとして、その取消しを求めている。

エ したがって、本件の争点は、本件決定により非公開とされた本件公文書についての改正前条例第7条第1号及び第2号の該当性であり、以下、その該当性を検討する。

(2) 改正前条例第7条第1号の該当性について

本件公文書には、「件名」の欄があり、相手方当事者である個人または法人の名称が記載されている。この情報は、当該個人または法人が神戸市との間で争訟の当事者となっていることを示す情報であり、神戸市を相手方として訴えを提起し、または神戸市から訴えを提起されている情報は、当該個人の場合は、通常、他人に知られたくない情報であると考えられる。法人の場合は、個人の場合とは異なり、本件において、当該法人の競争上の地位、社会的評価の低下等を招くような特段の事情は認められない。

したがって、「件名」の欄に記載されている相手方当事者の個人の氏名を改正前条例第7条第1号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、法人の名称を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

(3) 改正前条例第7条第2号の該当性について

ア 本件公文書には、既に検討した相手方当事者の個人の氏名のほか、以下の内容が記載されている。

(ア) 争訟事件の処理を委任した弁護士の氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号

(イ) 弁護士に対して支払った報酬の額

(ウ) 弁護士報酬の支払い先の銀行名、口座種別、口座番号、口座名義

(エ) その他の会計情報（報酬の名目、年度、予算区分、会計科目、支出担当課、決裁欄等）
以下、第2号の該当性について、情報ごとに検討する。

イ 争訟事件の処理を委任した弁護士の氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号

弁護士の氏名は、神戸市から争訟事件の処理を受任したことを示す情報である。これを公開しても、当該弁護士の依頼者に神戸市が含まれていることが明らかになるだけであり、これを

非公開とする理由は認められない。また、事務所の所在地、事務所の電話番号についても、これを非公開としなければならない理由はない。

したがって、弁護士の氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号は、改正前条例第7条第2号に該当せず、これを同号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

ウ 弁護士に対して支払った報酬の額

神戸市から支払われる報酬は、弁護士報酬等支給の事務処理基準（昭和51年11月26日総務局長決定。以下「事務処理基準」という。）に基づきその額が定められており、実施機関によれば、当該事務処理基準は既に公開されている。

事務処理基準第2条第3項は、依頼した事件の重大性、複雑性その他事件に関する一切の事情を考慮して、特に必要と認めるときは、報酬の額を増減することができる旨規定しているが、大半のケースは、報酬の額が当該事務処理基準に基づき定型的に算出され、支払われている。事務処理基準第2条第3項が適用された若干の例外的ケースでも、弁護士に対する評価を考慮した結果ではなく事件の難易性や複雑性を考慮した結果によるものであることが認められる。

このように、神戸市の弁護士報酬の性格は、神戸市からの報酬が既に公開された事務処理基準に基づき定型的に算出され、支払われていること、また、例外となる場合は事件の難易性や複雑性の認定に基づいていること、を考慮すれば、弁護士報酬の額が明らかになり、当該弁護士の他の依頼者が自己の支払う報酬額と異なることを知ったからといって、神戸市以外の依頼者から当該弁護士に不信、不満を抱き、信頼関係が損なわれ、当該弁護士の事業活動に支障が生じるとは認められない。

したがって、弁護士に対して支払った報酬の額は、改正前条例第7条第2号に該当せず、これを同号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

エ 弁護士報酬の支払い先の銀行名、口座種別、口座番号、口座名義

本件公文書には、弁護士報酬を口座振替で支払う銀行名、口座種別、口座番号及び口座名義（以下「口座情報」という。）が記載されている。

このような口座情報は、通常、弁護士が広く不特定の者に対して明らかにしているものではないから、当該弁護士の内部管理情報に該当し、これを公開すれば、弁護士の正当な利益を害すると認められる。

したがって、口座情報を改正前条例第7条第2号に該当するとして非公開とした決定は妥当である。

オ その他の会計情報

本件公文書には、上記イ～エの情報のほか、報酬の名目、年度、予算区分、会計科目、支出担当課、決裁欄等の会計情報が記載されている。これらは、予算執行に関する情報であり、これを非公開とする理由は認められない。

したがって、その他の会計情報は、改正前条例第7条第2号に該当せず、これを同号に該当するとして非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(4) 結論

相手方当事者の個人名及び口座情報を非公開とした決定は妥当であるが、弁護士の氏名、事務所の所在地、事務所の電話番号、弁護士に対して支払った報酬の額、相手方当事者の法人の名称及び報酬の名目、年度、予算区分、会計科目、支出担当課、決裁欄等の会計上の情報を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成12年6月1日	-	* 諮問書を受理
平成12年6月16日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成12年7月20日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成12年10月20日	第127回審査会	* 審議
平成12年11月27日	第130回審査会	* 審議
平成13年3月29日	第133回審査会	* 審議
平成13年5月15日	第135回審査会	* 審議
平成13年11月5日	第138回審査会	* 審議
平成13年12月17日	第139回審査会	* 審議
平成14年3月25日	第143回審査会	* 審議
平成14年5月13日	第145回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取 * 異議申立人から意見を聴取
平成14年6月5日	第146回審査会	* 審議
平成14年7月29日	第148回審査会	* 審議
平成14年9月25日	第150回審査会	* 審議
平成14年10月31日	第151回審査会	* 審議